ひとり親家庭の自立のための総合的な 支援を図ること (施策番号VI-5-1)

添付資料

「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- ○経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- ○児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ →年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すくすくサポート・プロジェクト

「 ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

- ○**就業による自立**に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- ○具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる**仕組みを整えつつ、**生活、学び、仕事、住まいを支援**するとともに、ひとり親家庭を**社会全体で応援**する仕組みを構築

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実など

Ⅱ 児童虐待防止対策強化プロジェクト

○児童虐待について、**発生予防**から**発生時の迅 速・的確な対応、自立支援**まで、一連の対策を 更に強化。

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン(仮称)の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など

施策を着実に実施するとともに、平成28年通常国会に児童扶養手当法改正案及び児童福祉法等改正法案の提出を 目指す。

- ※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。
- ※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(課題と対応)

現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
 - ・支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
 - ・複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
 - ・ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
 - ・安定した就労による自立の実現が必要。

- ○昭和63年から平成23年の25年間で 母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍 (母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯 父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯)
- ○母子世帯の80.6%が就業しており、そ のうち47.4% はパート、アルバイト等
- ○母子世帯の平均年間就労収入(母自身 の就労収入)は181万円、平均年間収入 (母自身の収入)は223万円

対 応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

① 支援につながる

② 牛活を応援

③ 学びを応援

④ 仕事を応援

- ◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進
- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 児童扶養手当の機能の充実
- ◆ 養育費の確保支援
- ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し
- ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減
- ◆ 教育費負担の軽減
- ◆ 子供の学習支援の充実
- ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応
- ◆ 就職に有利な資格の取得促進
- ◆ ひとり親家庭の親の就労支援
- ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進
- ⑤ 住まいを応援
- ◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援
- ⑥ 社会全体で応援
- ◆「子供の未来応援国民運動」の推進
- ◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

平成 28 年通常国会提出を目指す児童扶養手当法改正法案の

1 母子・父子自立支援員による相談・支援

設置

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、都道府県知事、市長及び福祉事務所設置町村長が母子・父子自立支援員を委嘱。

(勤務場所) 原則、福祉事務所

(設置状況) 1,664人(常勤416人、非常勤1,248人)(平成26年度末)

職務

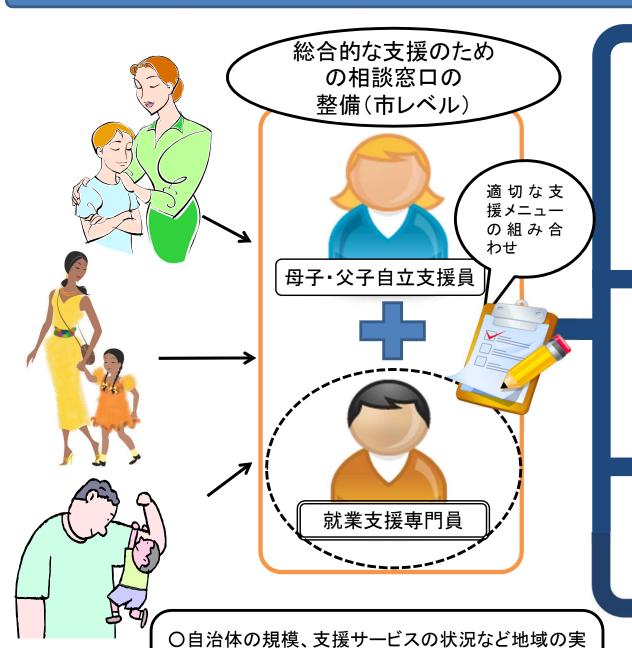
ひとり親家庭及び寡婦に対し、

- 〇 母子及び父子並びに寡婦福祉法及び生活一般についての相談指導等
- 〇 職業能力の向上及び求職活動等就業についての相談指導等
- 〇 その他自立に必要な相談支援
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付けに関する相談・指導

相談件数(平成26年度)

		再掲		児童 経済的支		再掲		その他	合計		
		生活 一般	うち 就労	うち配偶者 等の暴力	うち養 育費		援•生活 援護	うち福祉資 金	うち児童扶 養手当		
母子・	件数	194,961	69,190	14,952	12,812	69,189	446,787	293,538	93,524	21,359	732,296
寡婦	割合	26.6%	9.4%	2.0%	1.7%	9.4%	61.0%	40.1%	12.8%	2.9%	100.0%
父子	件数	4,698	1,110	95	177	3,213	9,180	2,534	3,778	296	17,387
又丁	割合	27.0%	6.4%	0.5%	1.0%	18.5%	52.8%	14.6	21.7%	1.7%	100.0%
合計	件数	199,659	70,300	15,047	12,989	72,402	455,967	296,072	97,302	21,655	749,683
	割合	26.6%	9.4%	2.0%	1.7%	9.7%	60.8%	39.5%	13.0%	2.9%	100.0%

ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業



情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進

〇就業を軸とした的確な支援の提供

○支援施策の広報啓発活動の実施

就業支援

《個々の状況に対応する就業支援》

- ○就業支援講習会の拡充
- ○相談関係職員の資質向上
- ○自立支援プログラムの策定
- ○ハローワーク等との定期的な連絡調整や同行 支援など
- 〇能力開発等のための給付金の支給 など

子育て・生活支援

《ひとりで担う仕事と子育ての両立支援》

- 〇子育て・生活支援
 - 保育所、放課後児童クラブ優先入所
 - ヘルパー派遣
 - ・家計管理支援等の講習会 など

子どもへの支援

《特有の悩みを持つ子どもへの支援》 〇子どもの生活・学習支援事業

養育費の確保、経済的支援

- ○養育費相談支援センター等による養育費相談
- ○弁護士による養育費等に関する法律相談
- 〇児童扶養手当の支給
- 〇母子父子寡婦福祉資金の貸付 など

ひとり親家庭の就業支援関係の主な事業

事業	事業内容
1 ハローワークによる支援 ・マザーズハローワーク ・生活保護受給者等就労自立促進事業 ・職業訓練の実施 ・求職者支援事業 など	子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。
2 母子家庭等就業・自立支援センター事業(H15度創設) ・平成26年度自治体実施率100.0%(110/110) ・相談件数:8万8422件 ・就職件数:6377件	母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。
3 母子・父子自立支援プログラム策定事業(H17度創設) ・平成26年度自治体実施率66.6%(601/903) ・プログラム策定数:7104件	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、 ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
4 自立支援教育訓練給付金(H15度創設) -平成26年度自治体実施率93.9%(848/903) -支給件数:647件 -就職件数:488件	地方公共団体が指定する教育訓練講座(雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など)を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に、対象講座の受講料の6割相当額(上限20万円)を支給する。
5 高等職業訓練促進給付金(H15度創設) ・平成26年度自治体実施率 94.2% (851/903) ・総支給件数 : 6961件(全ての修学年次を合計) ・資格取得者数 : 2804人 (看護師 1076人、准看護師 1170人、保育士225人、介護福祉士 83人等) ・就職者数 : 2217人 (看護師 961人、准看護師 810人、保育士175人、介護福祉士 75人等)	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金(月額10万円(住民税課税世帯は月額7万500円)、上限3年)を支給する。
6 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(H27度創設)	ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部(最大6割、上限15万円)を支給する。

母子家庭の母等に対する就業支援の実績(1)

1 ハローワークによる支援

母子家庭の母の職業紹介状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
紹介件数	475,903件	475,566件	491,240件	487,183件	448,379件	396,341件
就職件数	80,247件	85,480件	93,613件	98,077件	98,597件	94,316件

マザーズハローワーク事業

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就職件数	54,532件	63,510件	69,137件	69,413件	72,050件	76,119件

2 母子家庭等就業・自立支援センター事業

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成26年度	47か所	20か所	43か所	110か所
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談件数	90,614件	89,729件	101,536件	106,055件	95,760件	88,422件
就職件数	6,794件	5,748件	6,644件	6,638件	6,809件	6,377件

母子家庭の母等に対する就業支援の実績(2)

3 母子・父子自立支援プログラム策定事業

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成26年度	41か所	20か所	36か所	504か所	601か所
	(87.2%)	(100.0%)	(83.7%)	(63.6%)	(66.6%)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
策定件数	7,677件	6,952件	7,179件	7,590件	7,175件	7,104件
就職件数	4,740件	4,315件	4,441件	4,462件	4,437件	4,250件

4 自立支援教育訓練給付金

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成26年度	47か所	20か所	43か所	738か所	848か所
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(93.1%)	(93.9%)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
支給件数	2,145件	1,537件	1,159件	1,234件	1,004件	647件
就職件数	1,282件	880件	682件	880件	675件	488件

母子家庭の母等に対する就業支援の実績(3)

5 高等職業訓練促進給付金

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成26年度	47か所	20か所	43か所	741か所	851か所
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(93.4%)	(94.2%)

総支給件数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総支給件数	5,230件	7,969件	10,287件	9,582件	7,875件	6,961件

資格取得者数及び就職件数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
資格取得者数	1,590件	2,114件	3,016件	3,821件	3,212件	2,804件
就職件数	1,332件	1,714件	2,442件	3,079件	2,631件	2,217件

^{※「4}自立支援教育訓練給付金」及び「5高等職業訓練促進給付金」は、平成25年4月より父子家庭にも拡大。

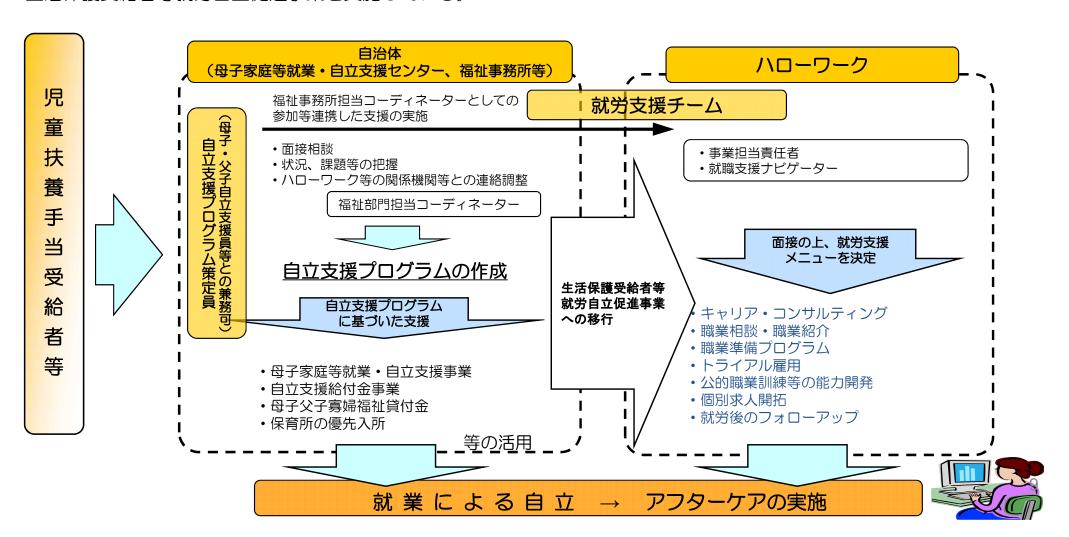
3 母子・父子自立支援プログラム策定事業

創設:平成17年度

策定数:7,104件(平成26年度)

福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者等に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、⑤プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行っている。

また、母子・父子自立支援プログラムと連携して就労支援を行うため、ハローワークに就職支援ナビゲーター等を配置し、 ハローワークと福祉事務所等とが連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな就労支援を行う 生活保護受給者等就労自立促進事業を実施している。



4 自立支援教育訓練給付金

目 的

母子家庭の母及び父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。 (平成15年度創設)

対象者

次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給。

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- ② 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- ③ 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

対象となる講座

実施主体の自治体の長が指定。

- ① 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
- ② 就業に結び付く可能性の高い講座
- ③ 都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座

支給内容

対象講座の受講料の6割相当額(上限20万円)。(ただし、6割相当額が12,000円を超えない場合は支給しない。)

実施主体等

· 実施主体 : 都道府県、市、福祉事務所設置町村 (負担割合:国 3/4、都道府県等 1/4)

支給実績(平成26年度)

支給件数:647件

• 就職件数: 488件

5 高等職業訓練促進給付金

目 的

母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。 (平成15年度創設)

対象者

養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給。

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること。
- ② 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。

対象資格

就職の際に有利となる資格であって、法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて、都道府県知事等が地域の実情に応じて定める。

《対象資格の例》 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等

支給内容

支給対象期間:修業する全期間(上限3年)

支給額 : 月額10万円(住民税課税世帯は月額70,500円)

実施主体等

実施主体 : 都道府県、市、福祉事務所設置町村 (負担割合:国 3/4、都道府県等 1/4)

支給実績(平成26年度)

総支給件数 : 6,961件(全ての修学年次を合計)

資格取得者数: 2,804人(看護師 1,076人、准看護師 1,170人、保育士 225人、介護福祉士 83人など)

- 就職者数 : 2,217人(看護師 961人、准看護師 810人、保育士 175人、介護福祉士 75人など)

高等職業訓練促進給付金 事業実績

〇総支給件数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総支給件数	5,230件	7,969件	10,287件	9,582件	7,875件	6,961件

○資格取得者数及び就職件数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
資格取得者数	1,590件	2,114件	3,016件	3,821件	3,212件	2,804件
就職件数	1,332件	1,714件	2,442件	3,079件	2,631件	2,217件

資格取得の状況(平成26年度)

	資格取得者数	資格取得者のうち就業に結びついた人数					
	(カッコ内は割合)		常勤	非常勤・パート	自営業・その他		
看護師	1,076人 (38.4)	961人	943人	17人	1人		
准看護師	1,170人 (41.7)	810人	702人	107人	1人		
保育士	225人 (8.0)	175人	123人	48人	4人		
介護福祉士	83人 (3.0)	75人	71人	4人	0人		
作業療法士	53人 (1.9)	44人	40人	2人	2人		
理学療法士	47人 (1.7)	38人	36人	2人	0人		
歯科衛生士	36人 (1.3)	32人	31人	1人	0人		
美容師	33人 (1.2)	26人	18人	5人	3人		
社会福祉士	12人 (0.4)	5人	4人	1人	0人		
その他	69人 (2.4)	51人	35人	14人	2人		
合 計	2,804人 (100.0)	2,217人	2,003人	201人	13人		

専門実践教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の概要 【平成26年10月1日施行】

専門実践教育訓練給付金の概要

被保険者である者又は被保険者でなくなってから1年以内(注1)にある者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給するもの

(注1)妊娠、出産、育児等により教育訓練を開始することができない者については、最大4年に至るまで、当該理由により当該教育訓練を開始することができない 日数を加算することができる。

支給要件

- 支給要件期間(注2)10年以上(初回の場合は2年以上)
- 当該訓練開始日前10年以内に教育訓練給付金を受給していないこと
 - (注2) 教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間のこと。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日前の期間は、支給要件期間には算入されない。

給付の内容

- <u>教育訓練に要した費用の**40%**相当額(上限**年間32万**円)</u>を、受講状況が適切であることを確認した上で、6か月ごとに支給
- 加えて、訓練修了後1年以内に、資格取得等し、被保険者として雇用された者(注3)又は雇用されている者には、教育訓練に要した費用の20%相当額(上限年間16万円)を追加支給

(注3)一年以内に雇用されることが困難な者として職業安定局長が定める者を含める。

教育訓練支援給付金の概要

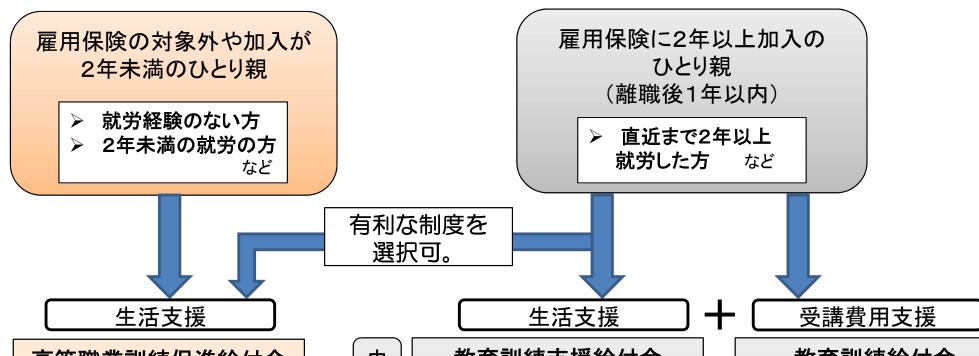
専門実践教育訓練を受講する若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、<u>基本手当日額の**50%**相当額</u>を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(平成30年度末までの暫定措置)

支給要件

次の全てに該当する場合に教育訓練支援給付金を支給する。

- (1) 45歳未満の離職者
- (2) 訓練開始前に教育訓練給付金の支給を受けたことがないこと
- (3) 当該専門実践教育訓練の修了が見込まれない者等でないこと

看護師・保育士等の資格取得を目指す母子家庭の母等への支援



高等職業訓練促進給付金

※児童扶養手当受給者 又は同等の所得の方

【対象期間】

・上限3年

【支給額】

市町村民税非課税の場合 月額10万円

(課税の場合 月額7万500円)

(支給例)

年間120万円、2年で240万円

教育訓練支援給付金 中長期的なキャリア 【新設】

※ 45歳未満の離職者限定

【対象期間】

専門実践教育訓練の受講期間 (上限3年)

【支給額】

形成支援措置

・基本手当日額の50%

(支給例)

〔年収181万円(月収15万円、

基本手当日額3.914円)の場合]

年間約71万、3年で約213万

教育訓練給付金 (専門実践教育訓練) 【拡充】

【対象期間】

- 上限3年

【支給額】

- 訓練費用の40%(年間32万 円を上限)
- 訓練を修了し、資格取得等 一定の要件を満たした場合訓練 費用の20%を追加給付
- ※ ①と②の合計額が上限年間48 万円、最大3年間で144万円

(支給例) 年間32万円×3年=96万円

- (注1)中長期的なキャリア形成支援措置を2回目以降に受ける場合は、10年の被保険者期間が必要
- (注2)雇用保険に加入していた者については、失業給付を受けられる場合がある。
- (注3)このほか、働いていない方については、公共職業訓練や求職者支援制度を受けられる場合がある。

1 養育費相談支援センター事業

創設:平成19年度

相談延べ件数:7,363件(平成26年度)

研修等:83回

目指すべき方向

- ○養育費の取決め率の増
- ○養育費の受給率の増

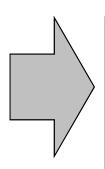
(母子家庭) (父子家庭)

養育費取決め率: 約38% 約18% 養育費受給率: 約20% 約 4%

(平成23年度全国母子世帯等調查)



- ○ひとり親家庭の生活の安定
- ○ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長



養育費相談支援センター設置の趣旨

- ○夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の 確保を図る。
- 〇国においては、相談担当者の養成と各地の相談機 関の業務支援を行う。



≪養育費の相談支援の仕組み≫



」実施・委託

養育費相談支援センター (委託先:(社)家庭問題情報センター)

- ○養育費に係る各種手続について分かりやすい情報提供 →ホームページへの掲載、パンフレットの作成
- 〇地方公共団体等において養育費相談にあたる人材の養成のための研修会の実施
- 〇母子家庭等就業・自立支援センター等に対する支援 (困難事例への支援)
- ○母子家庭等に対する電話・メールによる相談

• 研修

|・サポート

/ <u></u> ・ 困難事例 の相談

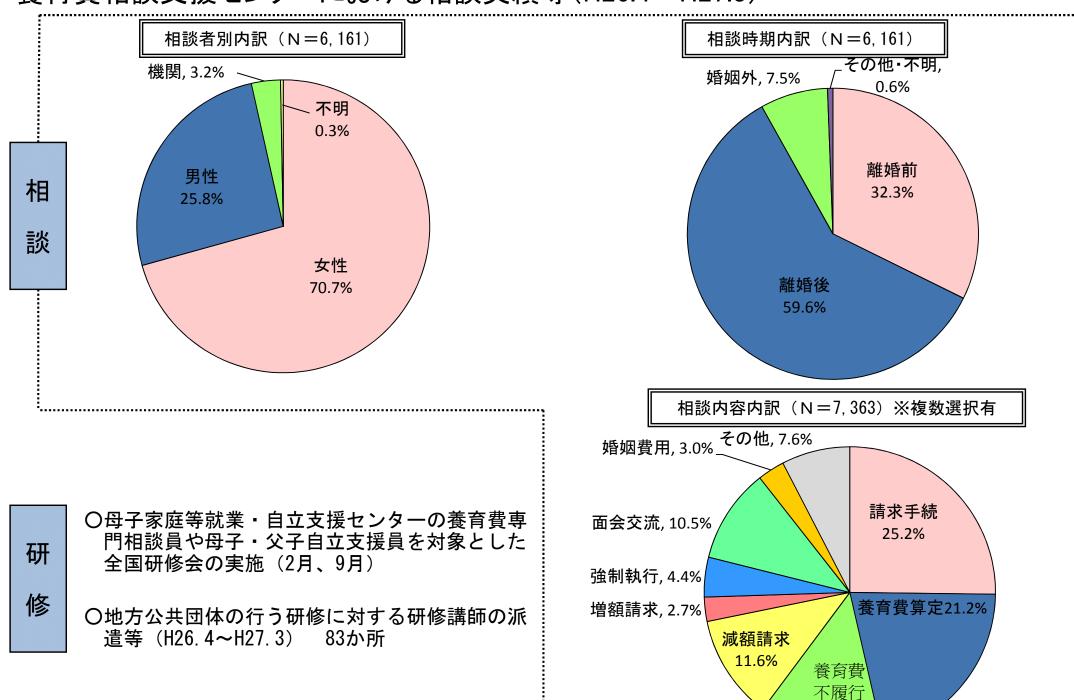
母子家庭等就業・自立支援センター

- 〇リーフレット等による情報提供
- ○養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に 関する相談・調整等の支援
- ○母子家庭等への講習会の開催)
- ○弁護士による法律相談

養育費相談支援センター 電話相談:0120-965-419(携帯電話、PHS以外)、03-3980-4108

[相談時間:平日(水曜日を除く)10:00~20:00 水曜日12:00~22:00 土・祝日 10:00~18:00]

養育費相談支援センターにおける相談実績等(H26.4~H27.3)



13.8%